

第6章 計画段階環境配慮書についての国土交通大臣意見と都市計画決定権者の見解

「環境影響評価法」（平成 9 年 6 月 13 日法律第 81 号、最終改正：令和 2 年 6 月 10 日法律第 41 号）第 3 条の 6 の規定に基づく配慮書についての環境の保全の見地からの国土交通大臣意見とそれに対する都市計画決定権者の見解は、表 6-1 に示すとおりです。

表 6-1 (1) 配慮書についての国土交通大臣意見とそれに対する都市計画決定権者の見解

項目	国土交通大臣意見	都市計画決定権者の見解
総論	(1) 対象事業実施区域等の設定 今後の詳細なルートの位置及び道路構造の検討に当たっては、各論での指摘を踏まえつつ環境の保全上重要な以下の施設等への影響を回避又は極力低減すること。 ア．学校及び病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設並びに住居（以下「住居等」という。） イ．北九州国定公園 ウ．主要な河川、海域 エ．自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）に基づく自然環境保全基礎調査の第 1 回調査（すぐれた自然調査）において重要とされた地形・地質 オ．鳥獣保護区、自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）に基づく自然環境保全基礎調査の第 6・7 回調査（植生調査）において自然度が高いとされた植生、巨樹・巨木林 カ．景観資源、眺望点及び人と自然との触れ合いの活動の場 キ．史跡、名勝、天然記念物及び文化財	都市計画対象道路事業実施区域の設定にあたっては、環境の保全上重要と考えられる施設等への影響をできる限り回避又は低減しました。 今後の詳細なルートや構造の検討にあたっては、環境の保全上重要と考えられる施設等への影響をできる限り回避又は低減に努めます。
	(2) 環境影響評価の項目の選定等 今後設定する対象事業実施区域及びその周辺において、上記（1）の環境の保全上重要な施設等が存在する場合には、環境影響評価の項目の選定に当たって考慮するものとし、本事業に伴い影響を受けるおそれのある大気質、騒音、振動、日照障害、水質、水底の底質、地形・地質、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物等その他環境要素に係る項目から、環境影響評価の項目を適切に選定すること。 また、今後、本事業において当該道路への連絡道路が計画され、それにより本事業の実施に伴う環境影響に追加的な影響が生ずるおそれがある場合は、方法書以降の手続において、連絡道路の存在・供用を前提とした調査、予測及び評価を行うこと。	環境影響評価の項目は、事業特性及び重要な保全対象を含む地域特性を踏まえ、適切に選定しました。 なお、本事業に伴い影響を受けるおそれのある項目として、大気質、騒音、振動、低周波音、水質、底質、地形及び地質、日照障害、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物等を選定しました。 また、今後、本事業の実施に伴い当該道路への連絡道路が計画され、それにより本事業の実施に伴う環境影響に追加的な影響が生じるおそれがある場合は、今後の環境影響評価の手続きにおいて、連絡道路の存在・供用を前提とした調査、予測及び評価を行います。

表 6-1 (2) 配慮書についての国土交通大臣意見とそれに対する都市計画決定権者の見解

項目	国土交通大臣意見	都市計画決定権者の見解
各論	(1) 大気質 事業実施想定区域（以下「想定区域」という。）及びその周辺には、市街地及び集落が分布し、住居等が多数存在しているほか、想定区域及びその周辺の自動車交通騒音が一部環境基準を超過している。特に案①「別線案（臨海部迂回ルート）」及び案②「別線案（集落・市街地回避ルート）」に比べ案③「別線案（海峡渡河幅最小ルート）」は住居等が密集している区域が多く分布していることから、自動車の走行に係る大気への影響、騒音等の増加による沿道地域への更なる環境負荷が生じることが懸念される。複数案からの絞り込みに当たっては、自動車の走行に係る大気質、騒音等の住居等への影響を回避又は極力低減するよう慎重に検討すること。	複数案からの絞り込みにあたっては、自動車の走行に係る大気質、騒音等の住居等への影響をできる限り回避又は低減するよう検討しました。 今後の詳細なルートや構造の検討にあたっては、市街地及び集落に対する大気質、騒音等による影響に配慮します。 また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、調査、予測、評価及び必要に応じて環境保全措置の検討を行います。
	(2) 水環境 本事業は、関門海峡を横断するため、海底掘削等に伴う水の濁り等による水環境への影響が懸念される。このため、土工量等を抑制する位置及び道路構造の採用により、海底掘削等に伴う水の濁り等による影響を回避又は極力低減すること。	今後の詳細なルートや構造の検討にあたっては、海底掘削等に伴う水の濁り等による水環境への影響に配慮します。 また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、調査、予測、評価及び必要に応じて環境保全措置の検討を行います。
	(3) 動植物及び生態系 想定区域及びその周辺には、北九州国定公園等の重要な自然環境のまとまりの場が確認されているほか、全てのルート上には、自然環境保全法に基づく自然環境保全基礎調査の第6回・第7回調査（植生調査）において植生自然度が高いとされた植生等が存在している。このため、詳細なルート及び道路構造の検討に当たっては、本事業の実施に伴う自然環境への影響を慎重に検討し、これらの重要な自然環境の直接改変及び分断を回避又は極力低減すること。 また、最新の知見及び専門家等の助言を踏まえ、本事業の実施による海生哺乳類、魚等の遊泳動物等に係る影響を回避又は極力低減すること。さらに、現地調査により藻場が存在する区域を明らかにした上で、藻場の改変を回避又は極力低減すること。その結果を踏まえ、適切な予測及び評価を行い、環境保全措置を検討すること。	今後の詳細なルートや構造の検討にあたっては、重要な動植物の生息・生育地及び生態系への影響に配慮します。 また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、調査、予測、評価及び必要に応じて環境保全措置の検討を行います。

表 6-1 (3) 配慮書についての国土交通大臣意見とそれに対する都市計画決定権者の見解

項目	国土交通大臣意見	都市計画決定権者の見解
各論 (4) 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場	想定区域及びその周辺には、北九州国定公園や荒田埠頭、老の山公園等が存在することから、これらの眺望点からの重要な眺望景観及び人と自然との触れ合いの活動の場への影響が懸念される。このため、詳細なルート及び道路構造の検討に当たっては、景観資源、眺望点及び人と自然との触れ合いの活動の場の直接改変を回避又は極力低減するとともに、本地域の景観との調和を図り、人と自然との触れ合いの活動の場の機能を低下させないよう配慮すること。 また、現地調査により主要な眺望点からの眺望の特性、利用状況等を把握した上で、フォトモンタージュを作成する等の客観的な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、重要な眺望景観への影響を回避又は極力低減すること。	今後の詳細なルートや構造の検討にあたっては、景観資源、眺望点、人と自然との触れ合いの活動の場への影響に配慮します。 また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、調査、予測、評価及び必要に応じて環境保全措置の検討を行います。
(5) 廃棄物等	本事業の実施に伴う土地改変、掘削等により建設発生土及び廃棄物が発生するおそれがある。 このため、詳細なルートの位置及び道路構造の検討に当たっては、土工量を抑制する位置及び構造の採用等により土量バランスを考慮した上で、建設発生土及び廃棄物の発生量を極力抑制すること。また、やむを得ず発生する建設発生土及び廃棄物については、可能な限り再生資源として利用を図るなど適正な処理を行う計画とすること。	今後の詳細なルートや構造の検討にあたっては、土量バランスを考慮し、建設発生土及び廃棄物の発生量の抑制に配慮します。やむを得ず発生する建設発生土及び廃棄物については、可能な限り再生資源として利用を図るなど適正な処理を行う計画とします。 また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、調査、予測、評価及び必要に応じて環境保全措置の検討を行います。
(6) 温室効果ガス	工事に伴う温室効果ガスをできる限り削減するよう、工事における省エネルギー化の推進や再生可能エネルギーの利用等の環境保全措置を検討すること。また、「2050年カーボンニュートラル」の実現に向けた、地球温暖化対策計画や「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」等の見直しの状況を踏まえつつ、自転車利用環境の整備と活用促進、道路交通流対策、物流の効率化等の道路交通政策全体の検討状況を注視し、必要に応じて本事業の計画に反映するとともに、道路照明の省エネ化等の取組について検討を進めること。	温室効果ガスについては、工事に伴う温室効果ガスをできる限り削減するよう、工事における省エネルギー化の推進や再生可能エネルギーの利用等を踏まえて工事計画を検討します。また、「2050年カーボンニュートラル」の実現に関連する道路交通政策全体の検討状況を注視し、必要に応じて本事業の計画に反映するとともに、道路照明の省エネ化等の取組について検討を進めます。
(7) 地域住民等への説明及び関係機関との連携	本事業は、市街地において、長期間にわたり工事が実施される計画であることから、本事業の実施に伴う環境影響及び環境保全措置の内容について、地域住民等に対し丁寧に説明すること。また、本事業の推進にあたっては、関係機関等と調整を十分に行い、方法書以降の環境影響評価手続を実施すること。	今後の環境影響評価手続きにおいて、本事業の実施に伴う環境影響及び環境保全措置の内容について、地域住民等に対し丁寧に説明するとともに、関係機関等と調整を十分に行います。